

政策自己評価と施策課題 (Ⅳ)

——熊本県宮原町 (現氷川町) ・宮崎県綾町・高知県馬路村の事例報告——

瀧 本 佳 史
関 谷 龍 子
遠 州 敦 子

〔抄 録〕

社会調査の継続性を課題としている。2003年全国自治体首長アンケート調査で得られた知見を確かなものにするため、2004年以降ヒアリング調査を実施している。同年7月に埼玉県、群馬県の各1市、東京都の1区1市、9月に青森県の1村、北海道の2町を訪問。2005年9月には宮崎県綾町、熊本県宮原町、大分県湯布院町を訪問、2006年9月に綾町、(旧)宮原町を再訪し、高知県馬路村を訪問、調査した。

第1章では、報告される自治体の概要が紹介される。第2章では、宮原町の「まちづくり」の展開と、合併後の政策継承の課題と展望の事例が報告される。第3章では、産業振興に関与し続ける住民組織として地域の経済団体としての農業協同組合が活発に展開された、宮崎県綾町と高知県馬路村の事例が対比され報告される。

キーワード まちづくり情報銀行、住民参加、有機農業、パートナーシップ

1. 市町村合併と自治体の政策継承

1.1 市町村合併による自治体の変遷

佛教大学社会学部公共政策学科開設に向け、全国の自治体の首長を対象に「全国市町村まちづくりアンケート」を2003年9～12月に実施した⁽¹⁾。翌2004年7月に第1次自治体ヒアリング調査を企画した。対象の自治体は埼玉県志木市、群馬県太田市、東京都江戸川区・武蔵野市であり、事例報告している⁽²⁾。9月に第2次自治体ヒアリング調査として、青森県碓ヶ関村、北海道瀬棚町、ニセコ町を調査した⁽³⁾。2005年9月に第3次自治体ヒアリング調査として、宮崎県綾町、熊本県宮原町、大分県湯布院町を、2006年9月には第4次自治体ヒアリング調査として、宮崎県綾町、熊本県宮原町 (現氷川町) を再訪し、高知県馬路村とともにヒアリング調査した。本報告は第3・4次調査からの事例報告となる。

「全国市町村まちづくりアンケート」実施時点で3,204あった自治体は市町村合併の進行で2006年3月31日には、1,821自治体となり、2007年3月31日には1,804自治体となっている⁽⁴⁾。

われわれの訪問した自治体はすべて市町村合併の影響下にあった。本報告でとりあげる宮原町、綾町は再度訪れている。宮原町は訪問直後の05年10月に新設合併した。宮原町は04年2月に竜北町と「八代北部二町合併協議会」を設置し、翌3月合併重点支援地域指定を受けている。合併後は「氷川町」となり、人口は5,004人が13,233人と2.6倍に、面積も3.3倍に拡大している。人口も面積も拡大した氷川町で従来成果をあげていた政策の継承が可能なのか、可能でないのかを探求することとなる。合併後1年では成果は見られなくとも、政策展開の方向性は見定められると、再度訪問した所以である。

表1-1 訪問自治体と市町村合併

	評価①	評価②	合併協議会	合併	人口	合併後	面積	合併後
2004年第1次調査								
埼玉県志木市	346	10	01.04～03.06	06.03～	65,076	-	9	-
群馬県太田市	697	2	03.12～		147,906	213,300	1.4	98 176 1.8
東京都江戸川区	1				619,953	-	50	-
東京都武蔵野市	4	11			135,746	-	11	-
2004年第2次調査								
青森県碓ヶ関村	5		03.12～	06.01～	3,426	35,338	10.3	105 346 3.3
北海道瀬棚町	36		04.03～	05.09～	2,820	10,748	3.8	126 639 5.1
北海道ニセコ町	1077	1	03.09～04.12		4,553	-	197	-
2005年第3次調査								
宮崎県綾町	912	6			7,596	-	95	-
熊本県宮原町	120	17	04.02～	05.10～	5,004	13,233	2.6	10 33 3.3
大分県湯布院町	890	3	03.04～	05.10～	11,407	35,393	3.1	128 319 2.5
2006年第4次調査								
宮崎県綾町	912	6			7,596	-	95	-
熊本県氷川町(旧宮原町)			04.02～	05.10～	13,233		33	
高知県馬路村	339	7			1,195	-	165	-

評価①：自己評価，評価②：他者評価，人口は2000年国勢調査

市町村合併を選択しなかった綾町もまた2度訪問した。農業協同組合とのかわりを深く見るための再訪であり、同様の取り組みで成果を上げている馬路村もまた俎上に乗せた。綾町や馬路村がこのまま自立路線がとり続けられるのかは今後の推移による。平成17年4月1日施行の市町村の合併の特例等に関する法律（新・合併特例法）や道州制の動向により、市町村合併した自治体も、自立を選択した自治体も政策が継承されるか否かが、再度問われることとなるからである。

1.2 市町村合併と政策の選択

熊本県氷川町は合併前にヒアリング調査し、1年後に再度ヒアリング調査している。合併後の人口は13,233人で小規模自治体である。南に人口14万人を擁する八代市があり、北には6万人強の宇城市に囲まれている。小さなまちならでのまちづくりを標榜して、政策の選

択をしているが、継承が成功するかどうか、将来的にも自立をつらぬき合併に飲み込まれない条件となる。住民参加のシステムをいかに展開し、その中で人間的資源をいかに完熟させていくのが政策継承のポイントであり、自立への道を探る事例ある。

宮崎県綾町も東に市町村合併し36万人に拡大した宮崎市、西にこれも合併し、人口4万人の小林市に挟まれる状況となる中、7,596人の人口で自立をめざす小規模自治体である。

高知県馬路村は市町村合併が進行した、四国4県の中で、合併空白地帯を東部にかかえる高知県の北東に位置する村である。人口1,195人と訪問した自治体の中では最小規模の自治体である。数少ない人的資源をいかに活用し、地域独自のシステムを組み上げることができるのか、顔の見える地域社会でこそ展開される、生き残りの戦略的政策である。押し寄せる市町村合併の波を今後、どう乗り切っていくのか全国から注目を集める自治体である。

2. 宮原町のまちづくりシステムの発展と継承

2.1 まちづくりの経緯

熊本県八代郡宮原町は、八代平野の北部に位置し、南を八代市に接する自治体である。2005年10月1日、宮原町(同年9月1日の人口5,000人)と北接する竜北町(同8,277人)との合併により、八代郡氷川町となった。本節では、旧宮原町で展開されてきたまちづくりの取り組みについてとりあげ、合併後の新町の現状と課題にも触れることにする⁽⁵⁾。取り組みの時系列的経緯や、まちづくり施策全体については、図2-1を参看していただきたい。

宮原町でまちづくりに関わる動きが直接始まるのは1992年のことであるが、宮原ではそれ以前から、当時の首長の先見性により、公共下水道の整備、ひとり暮らし高齢者への給食サービスなどが、早い時期に導入されていた。その公共下水道事業推進の中心職員らが、1990年役場全体の不満意識をもとに「KNIFE」というグループを立ち上げ、各地の先進的なまちづくりを行う自治体への視察などをおこなっていた。この時の総務課長が、のちに町長となる平岡啓輔氏である。

1992年、まちづくりへの動きは、町内にある「立神峡」の公園整備計画に関して、国土庁によるアドバイザー派遣制度を活用したことに始まる。派遣された専門家から、計画の見直しと地域資源の発掘という課題を与えられ、これに上述の「KNIFE」メンバーを中心とした「活性化推進グループ」が応答し、「火打ち石」「里山の文化」などの資源発掘を進めていった。並行して町総合振興計画の見直しが進められ、「町民参加の計画づくり」が基本におかれ、その一環として、アドバイザー派遣にあわせてワークショップ体験も実施された。

1995年4月、前町長引退のあとを受け、総務課長であった平岡氏が町長に立候補し当選、直ちに町内の大地主の経営していた旧銀行本店(1925年建築)や旧造り酒屋を買収し、銀行の建物を「まちづくり情報銀行」として町企画調整課を入居させ、「町民参加の総合振興計画づくり」の住民拠点とした。同年6月、総合振興計画の策定が開始され、ここから宮原町のまちづくりが本格的にスタートした。「まちづくり情報銀行」は、まちづくりに関する情報の受信・発信の拠点であり、町民や子供たちのサロンの機能も果たしている。

策定にあたっては、あらゆる場面で町民と役場全職員が共同で進めることを基軸とし、町

図2-1 宮原のまちづくりの主な歩み

平成3年度 以前	まちづくり胎動期 ・生活基盤の充実 ・不満分子たちの活動				立神峡公園 整備事業 (農業構造 改善事業)		
平成4年度 ～6年度	アドバイザー派遣時代 ・アドバイザーとの対決 ・地域資源の発見と共有 ・初めてのワークショップ体験						
平成7年度	総合振興計画策定期 ・まちづくり情報銀行の開設 ・役場職員のワークショップ ・地区会議 ・テーマ別のまちづくり ・女性フォーラム		景観・公園 づくり		環境学習活動		
平成8年度			中心市街地 の活性化	くまもと101景 プラン策定	里地等環境 基本計画総合 推進モデル事業 実施計画策定		
平成9年度			中心商店街 再整備計画策定	地区公園 建設計画	環境学習拠点 としての環境整備		
平成10年度	地区の まちづくり (支店経営 補助金制度の 運用)	土地利用政策	住宅政策	中心市街地 活性化 基本計画策定	下宮はまどん 公園完成	館長を全国公募 で選任	
平成11年度		土地利用調整 基本計画の策定	住宅マスター プランの策定			桜ヶ丘公園 の改修完了	
平成12年度		政策課題 審議会による まちづくり 条例の検討			WEB商店街 「ふれあい亭」	環境学習 プログラムの 推進	
平成13年度		建築協定条例 の制定		TMO構想策定 国道3号交差点 改良事業開始 エコショップ清流	里山学校 ガキ大将 養成講座		
平成14年度		宮原町を守り磨き 上げるまちづくり 条例の制定・施行	有佐駅前団地 法務局跡地木造 住宅建築補助金	宮原まちづくり 株式会社 (TMO) 設立	水川散歩道 整備	里山クラブ どңごろす	
平成15年度		条例の運用 による 土地利用の コントロール		若葉団地	優良建築物等 整備事業	ギロッチョ くらぶ	
平成16年度		有佐駅前団地 第2期計画 桜ヶ丘団地 第4期計画		まちづくり 総合支援事業	早尾わいわい 広場完成		
平成10年度 ◇ 平成11年度 ◇ 平成13年度 ◇ 平成14年度 ◇ 平成15年度 ◇ ◇ 平成16年度 ◇ ◇		自治大臣表彰「住民参加のまちづくり」部門 くまもとアートポリス推進賞「下宮はまどん公園」 第12回くまもと景観賞・景観奨励賞「水辺の散歩道」 第14回くまもと景観賞・地域景観賞「まちづくり情報銀行及びまちづくり酒屋」 毎日・地方自治大賞奨励賞・ユニバーサルデザイン部門「ふれあい亭」 第5回商工会女性部全国大会・地域にやさしいコンテスト「宮原商工会女性部」 第15回住宅月間功労者表彰・住宅局長賞「有佐駅前団地」 全国地域づくり推進協議会会長賞 持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト・第3回先進事例特別表彰 HOPE奨励賞「若葉団地」 持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト・第4回先進事例特別表彰 「日本の里地里山30」保全活動コンテスト「里山クラブどңごろす」表彰					

(宮原好きネット編『まちづくりの伝道師達』第一法規, 2005年, p.50より転載)

内14行政区に1地区3名の行政区担当職員が配置され、企画調整課を支援する職員有志グループも生まれた。各地区では、住民アンケートを経て、町長以下三役・地区担当・企画調整課・コンサルタントが参加してワークショップや地区会議が開かれ、地区の問題点などを出し合った上で意見交換を行った。14地区全てを網羅して参加町民は人口の1割以上に達した。続いて「自然」「歴史」「生活」「産業」「人」の5つのテーマ別まちづくりのための情報収集が、公募の町民と職員の協働で進められた。

翌1996年には、地区計画を住民自らで考えてもらうための仕組みとして、地区会議の出席者の中から「まちづくり推進員」を地区推薦で選び、各地区を「まちづくり情報銀行」の「支店」と位置づけ、推進員のリーダーとして選んだ「支店長」「次長」を中心に、自らの地区の計画づくりを進めていった。この「支店長」は、各行政区の「区長」とは異なった役職であるが、従来からの自治組織との連携を図るため、区長を支店長の上に位置づけ、支店長から区長への報告義務と区長の地区会議参加を義務づけた⁽⁶⁾。

2.2 住民主体のまちづくり活動

1998年3月に策定された『小さなまちの大いなる挑戦 宮原町新総合振興計画』は、2007年度まで向こう10年間の計画であるが、基本構想・基本計画に加え、地区ごとに地区づくりの目標を掲げた「地区別計画」が盛り込まれている。この実現のため、地区のまちづくりの中心組織である「支店」に対して「支店経営補助金制度」が導入されている。各地区では年度ごとのまちづくり活動を実施計画にまとめ、それに伴う経費を計上して申請し、年間350万円の補助金総額は、14支店長の「支店長会議」の場で配分を審査し決定される。各支店長が、自分の地区の事業計画と申請額を相互に説明し審査し合うが、「地区別計画に沿っているか」「まちづくりの目的にふさわしいか」「支出額は適正か」「地区住民の関わりは」などが審査のポイントになっており、不適格なものは修正又は却下される。

各地区は一律に補助を受けるのではなく、地区の事業内容に沿って金額が決められるため、地区ごとの補助金額は全て異なっており、中には補助額がゼロの地区もある。また同じ地区でも、年度によって補助額は変化することになる。支店長会議の場で配分が決められるため、よい意味での地区間の競争意識も生まれる。各地区の主な活動内容は、文化財に関わる整備、景観整備、憩いの場づくり、郷土芸能保存、世代間交流活動などであり、各地区住民の自主的な参加に支えられている。総額350万円は近隣自治体と比較しても決して多額ではないが、金額が高くなるとハード事業に化してしまう場合が多く、逆に少額でも実質的な活動に役立っているという。また、各自治会の自治会費は用途が決まっていることが多いため、新たな事業や活動を始めるにはこの補助金が有用性をもっている。表2-1には、2005年度の各支店活動実績と補助額を示した。

支店経営が「支店長」「まちづくり推進員」らによるものであるのに対し、従来の区長を中心とする行政区の要望も、「地区要望制度」という形で提出されており、各行政区担当の町職員が作成をサポートする。町はすべてについて文書で回答し、実施可能な施策は対応を行っている。なお「行政区担当職員制度」は継続されており、現在は1地区2名（うち1名は地区居住者）、2年任期で担当が決められている。同担当の職務は、支店経営や地区要望制度な

表 2-1 2005 年度 まちづくり支店活動実績一覧

地区名	事業内容	補助金額（円）
梶	<ul style="list-style-type: none"> ・堤環境整備 3箇所（植栽管理と草刈り） ・堤の階段下スロープ拡幅 ・支店だより 	227,841
早尾	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路桜並木管理（草刈り 2回）、芝桜植栽（坊屋敷入口） ・早尾わいわい広場維持管理、芝刈り機及び用具倉庫購入 ・支店だより 	423,752
今	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、手すりの設置（今公民館横憩いの場） ・支店だより 	151,200
町	<ul style="list-style-type: none"> ・支店会議 	0
東上宮	<ul style="list-style-type: none"> ・一町田散歩道維持管理（草刈り 6回・桜管理 3回・生垣剪定） ・芝桜花壇維持管理 ・支店だより 	162,024
桜ヶ丘	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者交流会 ・桜ヶ丘住宅内花壇整備 ・地区公園検討会（設計案協議・コンペ実施） ・支店だより 	225,591
西上宮	<ul style="list-style-type: none"> ・氷川つつじ散歩道維持管理（除草作業等 6回）及びサザンカ植栽 ・花壇設置（西上宮公民館内） ・支店だより 	386,063
下宮	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと高齢者交流会（グランドゴルフ・郷土料理） ・はまどん公園植樹及び樹木管理 ・文化財説明看板設置（馬場通り・お旅所跡） ・花壇設置（西福寺前） 	299,964
宮園	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動（花苗とプランター配付、36世帯） ・世代間交流事業（グランドゴルフ大会） ・交流会「ぜんざい会」の実施 ・支店だより 	106,649
新村	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流事業（納涼祭として、コンサート・芸能大会・露店） ・クリスマス電飾の実施 ・支店だより 	234,896
立神	<ul style="list-style-type: none"> ・立神地区案内看板設置、区内情報案内板設置 2ヶ所 ・花いっぱい運動（花球根配布） ・休憩所整備（立神駐車場にベンチ・テーブル設置） ・支店だより 	353,750
川上	<ul style="list-style-type: none"> ・氷川沿い景観整備事業（つつじ補植80本・樹木管理・草刈り 4回、大堰の上下流700m） 	151,280
有佐	<ul style="list-style-type: none"> ・支店だより 	0
原田	<ul style="list-style-type: none"> ・支店会議 ・長溝川、銀杏いこいの場環境整備（草刈り・樹木管理） ・銀杏いこいの場フェンス設置工事（L=24m） ・支店だより 	435,480
	合計	3,158,490

どの支援, 町政の相談窓口などであり, 地区総会・役員会にも要請に応じて出席をする。

このように, 地区自身で事業や活動内容を決め, それが町からの補助や施策として展開されるというまちづくり活動が具現化した典型として, 「下宮はまどん公園」の例を挙げておこう。総合振興計画策定中から検討が始まり, 実験的・モデル的な成果として結実したものであり, 1998年に「くまもとアートポリス推進賞」を受賞している。

1996年, 町は「地区公園建設計画」として, 公園を建設する場合の地区の役割と行政の役割とを明確化した。地区の役割は「公園建設地の選定」「地区公園計画概要案の作成」「公園整備内容の検討」「公園建設工事への参加」「公園維持管理計画の策定及び実施」であり, 行政の役割は「建設する地区公園の選考」「建設用地の購入・借用」「公園整備内容への支援」「建設工事の発注・建設」「引き渡し」などとなっている。従来行政が専ら計画・建設することの多かった公園づくりに, 地区住民の参加と活動が大きく採り入れられたのである。

公園建設の名乗りを上げた地区の中から第1号として下宮地区が選定され, 地区総会の場で取り組みを決定, 建設委員会を組織し, 住民アンケートや検討会など, 女性グループ・子供も参加して地区ぐるみで検討が行われた。時計台・バスケットゴール・によきによき棒・東屋と, 公園施設には子供たちの希望も採り入れられ, 1998年3月に完成した。完成後もトイレの管理に問題が生じるなど試行錯誤は続いているが, いずれにしても, 地区の住民たちの検討により実現した上, 完成後も住民たちが維持管理にあたっており, 住民参加・住民主体の取り組みの象徴的な存在と位置づけることができよう。

この他, 総合振興計画に示されている「全町公園化構想」に基づき, 1996年「くまもと101景づくりプラン」が並行して策定され, 住民自ら「みんなで創る宮原の景観づくり」の方針の下, 住民参加により桜ヶ丘公園整備や氷川散歩道整備などが行われた。町内を貫通する氷川に設けられた「水辺の散歩道」は, 県の景観賞も受賞している。

2.3 多様なまちづくり施策とまちづくり条例

宮原町では総合振興計画以外にも様々なまちづくりの試みが行われてきた。図2-1にもあるように, 1998年「宮原町中心市街地活性化基本計画」が策定され, 1999年からハード・ソフト両面で事業展開が図られている。ソフト事業では町商工会青年部によるWEB商店街「ふれあい亭」が, 高齢者支援としてインターネットによる注文・配達システムを運用している⁽⁷⁾。また, 商工会女性部によって, 空き店舗を利用した「エコショップ清流」という店舗が運営され, EMO(有用微生物群)洗剤の製造・普及活動, リフォーム・リサイクル運動の推進が行われている。2003年, 宮原町・宮原町商工会・商工業者・一般住民などの出資により「宮原まちづくり株式会社」(TMO)が設立され, 「まちづくり酒屋」(前述の買収した旧造り酒屋)を拠点に, 「ふれあい亭」「エコショップ清流」の運営を行っている。TMOではこの他「立神峡里地公園運営事業」を始め, 商店街, 街並み形成事業・散歩道整備事業などへの支援・連携を行っている⁽⁸⁾。

続いて, まちづくり条例の制定について触れる。宮原町の町域は全て都市計画区域外で, 白地領域もあり, 土地利用規制が難しい状況にあった。町境の山地で土採り行為が問題化し, 土地利用計画の必要性が課題となったことから, 1999年「土地利用調整基本計画」策定を目

指して、土地利用町民検討会議、支店会議、地区会議など40回以上の町民参加によるワークショップを実施、若手町職員14名によるプロジェクトチームが各地区を担当し、「土地利用調整基本計画」及び「地区別土地利用計画」をまとめあげた。

これを受け次の段階として、まちづくり条例の策定を目指して、各種住民団体や有識者などによる政策課題審議会を立ち上げ、先進事例の研究や視察、議論を行った。これは、一定の基準を設けて個別の開発行為をチェックするという考え方から、既に策定された「土地利用調整基本計画」及び「地区別土地利用計画」への適合がはかられているかどうかチェックすることによって土地利用を誘導する、「計画適合」という方針へと展開した。各地区のゾーン別・用途別に、開発行為を「可」「地区の同意が必要」「不可」に分類、地区同意の必要なものは支店会議にかけ、判断を地区住民の手にゆだねるという独自のシステムを構築した。

2003年1月、「宮原町を守り磨き上げるまちづくり条例」が施行された。九州では大分県湯布院町・熊本県小国町について3番目である。その基本原則は、町民の主体的参加とその機会を保障する「町民主役のまちづくりの推進」、行政だけでなく町民自らが必要な情報を積極的に提供するという「情報共有の推進」、総合振興計画を基軸にまちづくり施策を進める「計画行政の推進」、そして住民自治による「土地利用における公共の福祉の優先」という、これまでのまちづくり活動の中で積み上げてきた方向性の集大成ともなっている⁽⁹⁾。

施行直後、開発・建築行為の基準を超える、敷地規模500m²、4階建てという、ビジネスホテル建設計画が明らかになった。地区の同意が必要とされるものであったため、地区や町企画調整課との事前協議が開始され、支店会議、地区会議などの場で計画変更の要望が出された。結果的に開発事業者が、建築物の高さや色、屋根形状、防災設備・緑化等の計画変更を行うことで地区同意を得るに至った⁽¹⁰⁾。その後も条例の対象となる開発案件が続いており、条例の運用をいかに進めていくかが課題となっている⁽¹¹⁾。

なお「土地利用調整基本計画」と連動して、1999年には定住と総合的な住宅政策の基本方向を示した「住宅マスタープラン」を策定、「駅前型新規住宅供給モデル事業」としてJR有佐駅前団地の建設計画が着手された。ここでも、地元建設業協会青年部との協働、及び既存の地元地区住民の参加という、2つの住民参加が勧められた。その結果、戸建て分譲住宅区域での建設協定の締結により、協定への合意が分譲の条件となると共に、既存住民からは新住民への歓迎行事や交流活動が行われることとなった。さらに「小規模種地利用型住宅供給モデル事業」として、賃貸住宅のコモンスペース、景観的配慮、外壁の色の設定などについて、地元地区住民との協議・調整も実現するなど、住宅政策においても住民参加と交流の取り組みが着実に進められている。

2.4 新町の誕生と現状

2001年4月、八代地域8市町村長（八代市・竜北町・宮原町・鏡町・千丁町・坂本村・東陽村・泉村）による合併懇話会が設置され、同年12月には任意協議会、2002年9月に法定協議会を設置して8市町村の合併協議が進められた。しかし、宮原町と竜北町2町は「住民の顔の見える小さな合併」を目指してここから離脱し、2004年2月「八代北部二町合併協議会」を設置、1年間の協議を経て2005年3月合併協定書に調印、同年10月氷川町の誕生となっ

た。同年11月の新町長選挙では、旧竜北町長・浜田洋氏(旧町職員出身)が当選、旧宮原町長・平岡啓輔氏は2006年3月に助役に選任され、2町合併を推進した両町長が引き続き新町の舵取りを進めることとなった。なお他の八代地域6市町村はそのままの枠組みで2005年8月合併し、新「八代市」となった。

合併に際して、旧宮原町で取り組まれてきたまちづくりに関わる組織・活動・条例などは原則として継承されることとなり、新町の建設計画にも『『小さいまち』ならではのまちづくりが出来る計画づくり』として、旧宮原町における、住民参加、行政区単位の活動を基礎にしたまちづくり推進が盛り込まれた⁽¹²⁾。新町の役場は竜北地区に置かれ、旧宮原庁舎は「宮原振興局」として向こう10年間の存続が決定された。宮原振興局には窓口業務のほか、本庁舎には置かれていない「商工観光課」及び、旧宮原町の企画調整課を受け継いだ「企画課」が置かれ、企画課は従来通り「まちづくり情報銀行」として継続された。

『宮原町新総合振興計画』は、『氷川町建設計画』に引き継がれることとなったが、旧宮原町の地区別計画については『宮原町新総合振興計画』がなお継続されている。また、合併1周年の2006年10月からは2008年3月の策定を目指して、「氷川町総合振興計画」策定がスタートした。内容は、旧宮原町と同様10年後の町の将来像を描く「基本構想・基本計画」と、地区の将来目標と取り組みを示す「地区別計画」の2本立てで、全役場職員が関わり、町民の参加を得て、町民総ぐるみの協働作業で策定をめざす方針である⁽¹³⁾。既に町全体の基本計画については、現状と課題を整理するため、町内の各種グループ・団体の代表者から町の課題や問題点、今後の展望や期待などについてヒアリングを行った。また地区別計画の策定では、2006年10月に全世帯アンケート調査を実施し「地区情報地図案」を作成、これをもとに、2007年2月までに新町内全39地区において順次まちづくり会議を開催し、各地区の現状と重点課題を明らかにしてゆくことになっている⁽¹⁴⁾。

旧宮原町時代の、町職員の「行政区担当職員」制度は1地区2名、2年任期でそのまま引き継がれている。しかし旧宮原町では、住民主体のまちづくり活動に対して「支店経営補助金制度」が行われていたのに対し、旧竜北町では、まちづくり補助金は1世帯1500円の均等割で、年間300万円の予算となっている。すなわち地区ごとの人口規模に応じて自動的に配分される方法であり、各自治会の運営費に使われているのが実情であるという。今後、まちづくり支店組織及び補助金制度は、2008年4月を目標に町内一本化を行う予定である。

2.5 評価と課題

これまでの記述を踏まえ、氷川町のまちづくりについて、評価と今後の課題を記しておく。「住民参加」については、本論文の前稿で北海道ニセコ町の事例を考察している。ニセコ町における「住民参加」は、町内の重要事業を検討する「住民検討会議」と、その前提となる町財政等についての徹底した「情報共有」が代表的例である。これは、町政の重要課題を白紙で住民に示し議論させるものであった⁽¹⁵⁾。

一方旧宮原町では、町側が重要課題を提示するというよりも、身近な住民生活の視点からの、ボトムアップ型「住民参加」であるといえよう。その主な場は町内全ての行政区(自治組織)であるが、伝統的な集落のあり方を残す地域社会では、ともしれば役職者や発言力の

ある者が主導的な立場になり、「参加」が熟成されないおそれがある。それを克服できたのが「区長」と「支店長」の機能分担である。一方従来の自治組織との連携を図ることで、自治組織を巧みに単位化した住民参加のあり方に成功している。住民参加というよりも、行政が支援することで「集落内住民自治」を機能させている、と表現できるかもしれない。これはまさに小規模な「住民の顔の見える地域社会」だからこそ可能なものであり、大都市部とは異なったひとつの住民参加モデルと位置づけることができよう。

もちろん、ニセコ町にしても旧宮原町にしても、一朝一夕で住民参加が実現したわけではない。宮原の場合、全職員が地域にはいり、徹底した活動や議論を積み重ねてきたからこそ、住民の信頼や認識を得ることができたのであり、それはまた町職員の経験の蓄積や意識改革にもつながるものであった。反面、行政区担当として地区に張り付くことは本来の職務時間外の従事ともなり、職員側からの企画・提言も必要である。担当職員の労に支えられている点も見逃すことはできない。

最後に、合併後の氷川町のまちづくりに関する課題について触れておきたい。合併前の2町には顕著な違いがあった。宮原地区が商業や住宅街の多いのに対し、竜北地区は基幹産業が農業で、柑橘類、蕎麦、施設園芸と水稲との複合経営など、県内でも有数の農業地帯となっている。また、道の駅を中心とした第3セクター経営などでも知られる。このように2町の産業構造が異なるため、住民のまちづくりに対する温度差も異なっている。また、土地利用に対する意識も異なるため、土地利用規制に関する「まちづくり条例」の竜北地区への適用は、現状ではハードルが高く、当面は宮原地区のみの適用となっている。

2町の相違は住民の意識だけでなく、町職員のまちづくりに対する温度差も指摘されている。また旧宮原町の場合でも、1997年までの総合振興計画策定を経験していない若手世代の町職員も同様であるという。この点については、今後実施予定の新町の地区別計画作りの過程で、町内39地区に140名の職員全員を割り振ることになっているが、町長はこれを職員自らが活動する「職員研修」として位置づけ、住民参加型のまちづくりに対する職員の意識変革を進めていこうとしている。

また、合併によって地区数が大幅に増加したため、今後支店長会議等が困難になることが予想され、これをどうするかも課題であるという。今後の「まちづくり情報銀行」のあり方についても提言がなされている⁽¹⁶⁾が、自治体の規模が拡大し新たな取り組みも必要になった条件下で、いかに「住民の顔の見える地域社会」を維持し、情報銀行の独自性や役割を果たしてゆくのかが、問われるところである。

3.自治体と民間経済団体とのパートナーシップによる地域づくり

自治体が市町村合併の中でその政策展開において、住民参加のシステムをいかに構築していくのかについて前章で確認してきたが、本章では自治体において政策を構築・遂行していく過程で住民はどのように関わられるのか、また住民が自治体の政策決定・遂行過程に関与してくる場合の条件とはどのようなものかについて考察を試みるものである。ここでは、住民及びその団体が長期にわたって自治体に働きかけ、パートナーシップを構築していく意味と

成果を明確にトレースする必要から、①今回の市町村合併の動きの中で市町村合併によって自治体が直面する課題に向かうことを選択せず、②地域住民が安定して生活を継続するために地域の独自性ととも産業振興を追求してきたという条件の自治体において、産業振興に関与し続ける住民組織として地域の経済団体としての農業協同組合の活発な活動が展開する典型的な地域として、宮崎県綾町と高知県馬路村を取り上げた。

両自治体は本学公共政策学科で取り組んだ「全国市町村まちづくりアンケート」で目指される自治体の6位、7位に位置していた。さらにその理由別にみると「特産品開発と地場産業の振興策」と「地域活性化のための独自策」において支持を集めた点で特徴的であった。

3.1 国に先行して有機農業の基準づくり

調査対象の宮崎県は、3.2で述べる高知県と並んで関西圏への一大農産物供給県として、私たちの暮らしには馴染みの深い県である。しかし綾町自身は農業県宮崎の中において生産量・生産額で突出する存在ではない。それでも綾町が農業県宮崎で一定のポジションを確保するに到ったのは、「有機農業」を一貫して追及し、その安全で安心な野菜を中心とする農産物の土作りから販売までの独特なスキームづくりが大きな役割を果たしていたからである。

①農業においては遅れた出発

綾町は宮崎市から西方20kmに位置し総面積9,521haのうち約80%が森林で占められ、住宅及び農地等は町の東に広がる平野部に集中している。森林部は国有林4,271ha民有林3,358haの構成になっている⁽¹⁷⁾。昭和30年代半ばまでは綾営林署の林野事業や綾川総合開発の雇用で支えられていたが、両事業での雇用が削減・終了後には雇用の場を失った人々が転出していく「夜逃げのまち」「人の住めないまち」といわれた⁽¹⁸⁾。町域の2割を占める耕作適地は町東部の平地に集中しているが農家1戸当たりの耕作面積は1haに満たない小規模農業である。また8月の平均気温が28.9℃と高く、夏期の野菜栽培に適さないという特殊な環境も手伝って、昭和40年代半ば以降の産業構造からは農業従事者が多いものの野菜などは町外からの購入に依存してきた経緯がある。

②綾町が目指した農業のありかた

こうした環境の中で独創的な農業創りが展開する。それは健康づくりにつながる町民自身がつけて安全、食べて安心な農産物の追求といえる。表3-1に概略をまとめた。第一段階は全町民を対象とした「一坪菜園事業」の実施である。野菜などの自給率が低いことを考慮して、自家消費用の家庭菜園づくりを運動として取り上げたもので、農家であるか否かを問わず全家庭を対象に野菜の種の無料配布とその収穫物のコンテストを実施してきた。第二段階は一坪菜園の収穫物で消費しきれないものを販売するシステムへの転換である。自家消費用として栽培され、コンテストで品評される農産物は、当然安心・安全でかつ高い品質を誇った。余剰生産物は青空市場・本物センターでの販売、さらには生協や特定の有機農業産物を扱う団体と流通協定を締結し、選択的に流通させていくことになる。また第三段階はこうした生産体制をバックアップするためのシステムの確立である。1978年の自給肥料供給施設の

表 3-1 綾町地域振興年表

年	事 項
1960 半ば	農産物買い入れ、営林所依存のまち
1973	一坪菜園事業の開始
1978	自給肥料供給施設の設置
1981	家畜糞尿処理施設の設置
1982	有機農産物直売（消費野菜自給自足のまち）
1987	堆肥生産施設の設置
1988	自然生態系農業の推進に関する条例制定
1989	本物センター（直売）、有機農業開発センター（有機農業の推進本部）設置
1997	東京都との有機農業産物の流通協定締結、地域資源循環活用施設（液肥工場）の設置、新規作物導入支援施設（有機農業開発センター）の設置、堆肥センター施設生ゴミ利用の設置
1998	生物活性水・簡易尿処理プラント設置（農協）
2000	綾町農業の安定かつ総合的振興に関する条例の制定、新規就農者受入支援交流施設の設置
2001	自然生態系農業の推進に関する条例制定

設置を皮切りに、家畜糞尿処理施設の設置（1981）、堆肥生産施設の設置（1987）、地域資源循環活用施設（液肥工場）の設置・堆肥センター施設生ゴミ利用の設置（1997）、生物活性水・簡易尿処理プラント設置（1998）と有機農業推進の土づくりのための施設建設が続く。こうした一連の取り組みの集大成が、自然生態系農業の推進に関する条例の制定と市町村で初めて日本農林規格（JAS法）の有機農産物の登録認定機関＜有機JAS＞となり（1988）、自然生態系農業の推進に関する条例制定（2001）などへと結実していく。

③有機農業のまちを実現した条件

1988年全国初の「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、翌1989年から自然生態系農業の基準の設定、基準の審査方法、審査結果による認証方法など一連の厳しい基準と明確なラベル表示の実施に着手した。これ以降綾町の有機農産物には認定基準に従った認証シールが貼付され品質を保証することになる。

こうした綾町の「自然生態系農業」による地域の産業振興の実現に到る背景は、どのようなものであろう。重要な役割を果たしたのは、第一に農協の存在と、町－農協間で行われる農業政策の活発な議論である。戦後自治体の役割が拡大する時期において、自治体の公務員採用は必ずしも学卒一括採用ではなかった。加えて地方ではこうした中途採用と見られる人事がより多く発生していた。綾町の有機農業を牽引してきた郷田実・元町長は農協職員から町の助役に選任されている。施設建設においても連携は明確に表れており、町有機農業開発センター（農林振興課有機農業振興係）は農協の敷地内の一角に建設されている。

また有機農業は農林水産省の政策の中での位置づけが遅れ、1992年に強制力を有しない「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」が制定された。しかし表示が混乱したため2000年に有機農産物及び有機農産物加工食品の特定JAS規格を定め、適合検査に基づく認定がスタートした（表示の規制は2001年4月1日から）。しかしこの「有機JAS」が確立する以前は、有機農業そのものに対する方針は示されず、有機農業を实践する人々との軋轢も存在した。自治体として有機農業に取り組んできた綾町においても県や国の出先機関との間で長期にわたって厳しい意見交換がなされてきた。こうした環境は一層町と農協の連携を強めていったと考えられる。

3.2 仕事を創り、村を売る

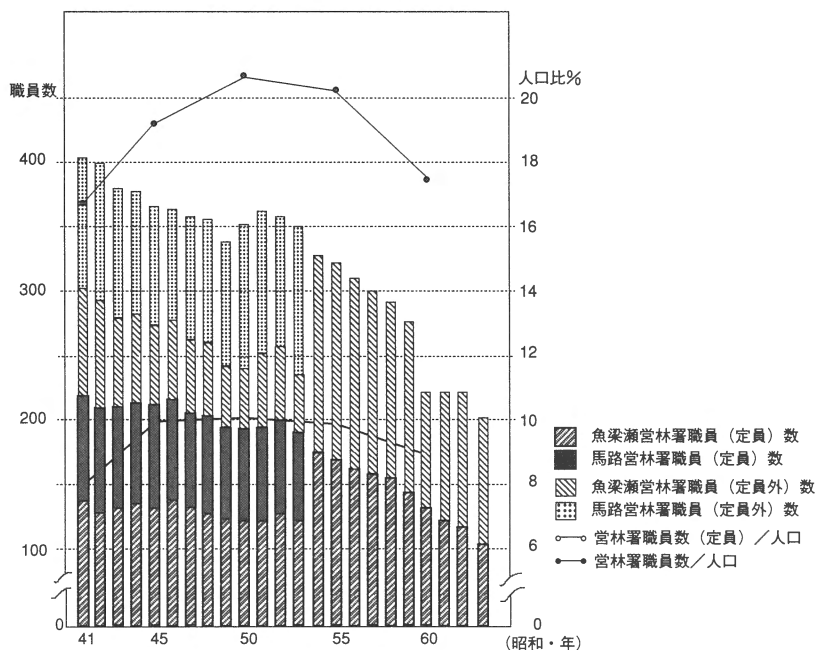
一方高知県馬路村もまた農業県高知において「柚」加工品で知名度は高い。馬路村は綾町同様国有林を中心とする林業が基幹産業として長く地域の性格を形作ってきた村であった。そこから柚の栽培に乗り出し、さらに自前で加工場を建設し、今日ではコールセンターまで設置し全国に向けて柚加工品を送り出す、農業—工業—サービス業のリンクした振興策が展開する地域になっている。こうした地域産業の転換はどのような経緯で進行し、どのような条件の中で実現したのであろうか。

①村の産業が無くなり、生活環境が脅かされる

馬路村は高知県と徳島県の県境に位置する山溪の村である。奈半利川沿いに遡り、村の中心部も1,000mを越える山々が左右から迫る典型的な山村である。日本三大美林の一つ魚梁瀬杉⁽¹⁹⁾で知られてもいる。村域16,552haの実に95.5%が森林であり、その四分の三が国有林である⁽²⁰⁾。こうしたことを反映して一自治体内に魚梁瀬、馬路の二営林署が置かれ、明治以降営林署の村として林業を基幹産業にして繁栄してきた。図3-1に営林署職員数の推移と人口に占める割合を示した。1966年には464人の職員を擁し、人口の16~20%を占めた。また営林署職員には家族がおり、こうした人々を直接間接に支える構造が存在しまさに営林署の城下町として馬路村が存在していたのである。

この構造に大きな影響を与えたのが営林署の統廃合問題であった。1972年12月林政審議会答申(国有林野事業の改善について)が出され、「国有林野事業を能率的・合理的に運営し、企業性の強化を図るため、行政部門と経営部門を分離するとともに、国有林野事業は独立の人格をもった公企業体(公社方式等)により運営」することが打ち出された⁽²¹⁾。馬路村では

図3-1 営林署職員数の推移と村人口に占める割合



村議会内に「国有林野対策特別委員会」が設置され、(a)村の存立、(b)過疎対策、(c)地場企業育成、(d)林業労働者の処遇、(e)人口の急減、(f)義務教育環境、(g)医師の確保、(h)交通便の確保、の諸点について議論が展開され、以後意見決議と陳情、統廃合阻止村民大会、抗義団の派遣、などが取り組まれた。しかし林業政策そのものを覆すことはできず営林署が統合され、さらに1999年には国有林野事業の抜本的改革の一環として、229 営林署を流域単位の98 森林管理署等へ再編され、2004年には馬路森林事務所1箇所にも縮小されるに至った。





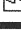





















営林署の縮小・撤退問題は、村人口の常時8～10%にあたる営林署職員が村からいなくなるだけではなく、子どもも含めた家族ぐるみの転出となるため、過疎化が進行する山間地に位置する馬路村にとっては、村の存在そのものを揺るがす影響を与える。また営林署に直接・間接関わる形で成り立ってきた村の経済環境も危機に追いやられる。さらに国有林の管理水準が後退すれば、生活を維持することが困難な災害や山の荒廃が進むことも懸念される事態に直面することとなった。

②村のなかで仕事を創る

すでに見てきたように国有林を中心とする圧倒的な森林に囲まれた馬路村は、国の森林政策にその存在を左右されてきた。営林署の統廃合問題が表面化した段階で、林業以外の産業の確保の必要性が強く意識された。1974年高知県が過疎対策のために行った工業導入促進法による工場誘致に呼応してニチフ端子高知工場が設立された。しかし従業員規模は30余人程度で、営林署の代替産業とはなり得ず、また2000年には撤退するに到っている。こうした外部からの工場誘致は、馬路のような交通条件にハンディを持つ地域の振興策となり得ないことは明らかであった（一連の地域振興に関わる事項は表3-2にまとめた）。

一方今日馬路村の中核産業となっている柚栽培とその加工品の製造・販売の端緒となる柚栽培の奨励は、営林署統廃合問題の顕在に

表3-2 馬路村地域振興年表

年	事 項
1866 1896	 魚梁瀬小林区署開署  馬路小林区署開署
	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">  林業関連事項  農業関連事項  工業関連事項 </div>
1924 1929	 馬路営林署開設  魚梁瀬営林署開設
1948 1952	 馬路村農協設立  馬路村森林組合設立
1963 1973 1974 1975	 農協としてゆずを推奨  ニチフ端子工場完成  森林組合木材工業加工場完成  農協「ゆず集荷場」完成
1979	 物産展に出展開始
1980 1982	 ゆず果汁の通販開始  木材加工組合造林木製材工場完成
1988	 「日本の101村展」最優秀賞  入金管理のためオフコン導入
1991 1994 1995	 ごっくん発売、TV-CM放映  農協ゆず処理加工施設完成  朝日農業賞受賞
1999 2000 2001	 エコアス馬路村設立
	 営林署統廃合 <small>(馬路営林署は魚梁瀬森林事務所に移す)</small>  魚梁瀬営林署閉署  ニチフ端子工場閉鎖・撤退  営林所事務所閉鎖

先立つ1963年に行われている。しかし耕作に適する土地はごくわずかで、元々柚の栽培は傾斜地であったため、品質管理を十分行うことができず、青玉としての玉集荷に耐えられるものの収量は、必ずしも多くはなかった。また周辺自治体でも柚の栽培は活発で、農産物としての柚の栽培・出荷体制は優位ではなかった。

こうした柚生産の弱点を乗り越える形で提案されたのが、柚果汁を初めとする加工品の製造・販売であった。この過程で重要だったのは、第一に地域の生活に密着した農作物を選出したこと、第二に農協が柚栽培を奨励したにもかかわらず、栽培環境に問題点が多いことを踏まえ、栽培した柚を原料に加工品の製造に乗り出していく判断の軽やかさである。そして第三に加工品を作って終わるのではなく、自ら販路を開拓し、独自の通信販売システムを構築していったことである⁽²²⁾。2005年の柚加工品販売高は316,187.9万円で、それを支える農協職員30人の他に柚加工場従業員52(電話受付13, 製造・荷造り39)人を擁し馬路村最大の産業となっている⁽²³⁾。

また通信販売を主とする柚加工品の製造・販売の成長は、激しい産地間競争の中で勝ち残ることが求められる。そのためには鮮明に差異性を打ち出す必要がある。馬路村では「村を売り込む」ことを重要課題として、ダイレクトメールや注文電話に対する応答で顧客とのコミュニケーションの重視、DMやポスター・カレンダー・商品ラベルなどで「いなかの家族」の様子発信、さらに特別村民票の発行・入村手形・全国選抜チームも参加する村民大運動会の定例化などで、柚加工品の販売を通して村外村民を拡大するなどの展開を行っている。

③柚加工・販売事業をすすめた条件

柚栽培を農協が推奨してから20年弱で加工品の通信販売に着手し、その後1988年「日本の101村展」最優秀賞受賞、1995年朝日農業賞受賞と急速に注目が集まり、連動して柚加工品の売上が上昇していく。この間の動きは障害もなくスムーズに進行したように見えるが、こうした推移は何によってもたらされたのだろう。最大の条件は、農協と村役場の頻繁で忌憚のない意見交換である。またそれは単に情報のやりとりではなく、「村の事業はみんなで支える」という意識に裏打ちされた相互のサポート体制である。自治体と民間の経済団体である農協は、外から見ると全く異なった組織であり、運営のあり方も本質的に異なるはずである。しかし村役場でのヒアリングにおいても、農協のヒアリングにおいても「村の人々の暮らしを護る」ことが最大の課題であると語られていた。その実現のためになると判断されれば、各地で行われる物産展の応援に村役場から駆けつけることも再三であった。

3.3 政策策定・遂行における自治体と経済団体のパートナーシップ

以上自治体と住民のパートナーシップのあり方について経済団体農協を事例に検討してきた。綾町の中で特に重要な役割を担うことを可能にしたのは、自治体と農協の強固なパートナーシップであった。その特徴は、①町役場と農協の連携の良さ、②旺盛な町役場と農協の人事交流の2点につきる。この傾向は、馬路村においても全く同様であった。

①パートナーシップはなぜ発揮されたのか

では農協であればどこにおいても自治体と強力なパートナーシップを発揮し、政策の策定・遂行に大きな役割を担うのであろうか。残念ながら今回取り上げた事例が特殊な存在であることは否めない。しかし特殊解として片づけるのではなく汲み取るべき重要なメッセージを有している。

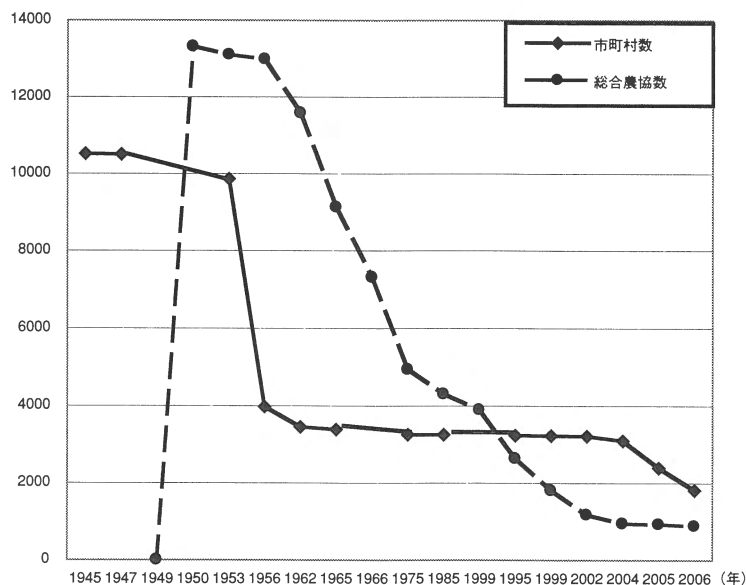
それは農協の組織エリアが自治体と同一であるという事実である。そのため農協の課題が、地域の課題に直結し、またその成果を地域住民に反映しやすい点である。また農協の経営が組合員の生活擁護に即して展開しており、自治体の政策に連動する。農協の組織エリアが複数の自治体にまたがるような大規模農協と異なり、小規模で組合員の要求を反映しやすいことも加わって、自治体の重要な政策課題と農協のそれが一致すれば積極的にパートナーシップを構築できることを、今回の事例では物語っていた。

②農協と自治体の関係性の希薄化

ではなぜ多くの農協が自治体の枠組みを離れ、その結果パートナーシップの構築が困難な環境に身を置くようになったのであろう。

農協（総合農協）は農協法に基づいて1948年各地で一斉に設立が行われたが、その後急速にその数を減少させた。その背景には、i)当初乱立傾向にあった各農協の財政経営の安定化、ii)高度成長期の社会構造の変化と食生活の変化を受け「高能率・高所得農業」の追求、iii)国際化（規制緩和）と高齢化を見据え「事業機能強化」を目指した政策的誘導、が存在した。しかし2006年4月には総合農協数は886（農林水産省「農業協同組合等現在数統計」より）になっており、自治体数の半数である。1949年の15,865（総合農協と専門農協出資組合の計）は当時の市町村数の1.5倍存在したことを考えるとその統合傾向は、「市町村合併」を遙かに上回っている（図3-2）。

図3-2 農協数と市町村数の推移



当然ながら合併によって農協の事業範囲は拡大しており、また複数の自治体にまたがった存在になったため、それぞれの地区ごとに異なる課題をめぐって対応する自治体と踏み込んだ共同歩調を取ることが容易ではない。さらには高度成長期末から農協の共済事業が拡大した結果、金融機関としての側面が強化されていった。その結果特定の自治体の産業（農業）振興政策にコミットする機能が形骸化していったものと考えられる。

3.4 まとめ

今回の2つの中山間部の自治体において、地域の産業振興が大きな成果へ結びついたのは、自治体の産業（農業）振興策の策定・推進過程において、地域産業組織である農協のパートナーシップが存在したからである。この間急速に合併を進めてきた農協の一般的傾向を考慮すると綾町・馬路村の農協の合併拡大を選ばず独自の地域に根ざした活動の堅持こそが、積極的な自治体への働きかけの姿勢を生み出した要因といえる。そして背景には地域の農協の組織エリアが自治体と同一であるため＜農協↔農林振興課＞での交流が可能であったという事実は重要な示唆を示している。

地域産業の振興をめぐって自治体の役割は大きいものの、地域の人々に速やかに政策を伝え、支持を受けることは必ずしも容易ではない。またそもそも政策策定の基礎となる地域の産業や生活の実態をどこまで汲み上げるのかは、自治体の姿勢や機動力によって大きな差がある。自治体の政策策定をより地域の実態に即したものにし、かつ実現を目指した行動力は、自治体のみが推し進めるというよりは、地域住民の関心・興味そして積極的な参加が重要である。対象2自治体は、地域の経済団体が政策に関わることで、参加を実現させた。

本報告では、まちづくりにおける住民参加のあり方についてその実際を検討した。宮原町においては、地区単位の自治組織を通して参加のシステムを定式化していた。一方、綾町・馬路村では、自治体規模に対応した経済団体（ここでは農協）が積極的に関与することで、参加システムを確立していたといえよう。

〔注〕

- (1) 調査の概要と調査報告は以下を参照。瀧本佳史・遠州敦子・関谷龍子「政策自己評価と施策課題—全国市町村まちづくり調査報告—」『佛教大学社会学部論集』第39号、2004年。
- (2) 瀧本佳史・関谷龍子・原田多美子・上田道明「政策自己評価と施策課題（Ⅱ）—武蔵野市・太田市・志木市の事例報告—」『佛教大学社会学部論集』第41号、2005年。
- (3) 瀧本佳史・関谷龍子・上田道明「政策自己評価と施策課題（Ⅲ）—北海道瀬棚町・ニセコ町の実例報告—」『佛教大学社会学部論集』第43号、2006年。
- (4) 「総務省合併相談コーナー」<http://www.soumu.go.jp/gapei/>
- (5) 以下、事実関係に関わる記述は、特記のない限り、宮原好きネット編『まちづくりの伝道師達～宮原発!!小学生からはじまるまちづくり～』第一法規、2005年、第1章（pp.1-50）によっている。
- (6) 区長（自治会長）は行政の特別嘱託員として手当が支給されるが、支店長と推進員は無償である。
- (7) 「宮原町 WEB 商店街ふれあい亭」<http://www.fureaitai.com/>
- (8) 「宮原まちづくり株式会社」<http://www.fureaitai.com/~miyahara-tmo/>
- (9) まちづくり条例については、平逸郎『『まちづくり条例』による住民役割のまちづくりの推進』『季刊まちづくり』7、学芸出版社、2005年、も参照。
- (10) 4階建てが3階に、植栽が追加され、舗装は透水性舗装に、消火栓が設置され、壁面広告が縮小され、

- ネオンサインの色が変更された。
- (11) 開発業者が条例に従わない場合や、訴訟時の対応が困難、専門知識が必要で町職員の事務負担が大きい、などの課題があるという。
 - (12) 『火燃ゆるまちの未来 氷川町建設計画』八代北部二町合併協議会，2005年3月。
 - (13) 「氷川町合併1周年のごあいさつ」
http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/grt/pub/default.asp?c_id=6&id=4&pg=1
 - (14) 「氷川町総合振興計画策定に伴う地区まちづくり会議スタート」
http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/machi/pub/detail.asp?c_id=7&id=25&pg=1
 - (15) 注(3)と同じ。
 - (16) 前掲，宮原好きネット編『まちづくりの伝道師達』，pp.125-130。
 - (17) 綾町 HP「民有林総数（ha）」<http://www.town.aya.miyazaki.jp/ayatown/index.html>，及び宮崎森林管理署 HP「管理面積（市町村別）」<http://www.kyusyu.kokuyurin.go.jp/10miyazaki/>による。
 - (18) 「夜逃げのまち」という表現はヒアリングにおいても，また『命を守り心を結ぶ』（白垣詔男，郷田実・聞き書き，自治体研究社，2000年）においても使用されている。しかし戦後の人口の推移を近接自治体と比較しても，綾町が顕著に人口が減少しているという傾向は必ずしも見えなかった。
 - (19) 「魚梁瀬杉の種子は推奨品種として一級採種林を指定し，官用及び民間の需要に応ずるよう努めてきた」（『馬路村史』1966年，p.182）という高い品質のものであった。
 - (20) 四国4県内には国有林野が約18万ha（四国の面積の10%）が存在するが，その半数を超える66%が高知県に集中しており（四国森林管理局 HP <http://www.shikoku.kokuyurin.go.jp/>より），馬路村が所属する安芸森林管理署内で当村は最大の国有林面積を誇る。
（安芸森林管理署 HP <http://www.shikoku.kokuyurin.go.jp/syo/akil8/akigaiyo.html>より）。
 - (21) 「林政審議会等の論議経過等」
<http://www.maff.go.jp/soshiki/rinnya/keieikikaku/rinseishin/H9-12kihonhoukou/sankou/4rongi.html>
 - (22) 農協において特産物の加工事業の取り組みは，多く行われている。しかし販売を委託したことで市場の反応に敏感でない等の弱点を克服できず，事業としての成功に至ったものはほとんど無い。
 - (23) 馬路村農業協同組合『第58期 総会提出書』p.10，p.16による。

[付記]

本研究は社会学部公共政策学科開設に向けた調査，並びに継続的なヒアリング調査によるものである。後者は2005・2006年度佛教大学特別研究費の助成を受けた。

本稿の文責は，「1. 市町村合併と自治体の政策継承」が瀧本佳史，「2. 宮原町のまちづくりシステムの発展と継承」が関谷龍子，「3. 自治体と民間経済団体とのパートナーシップによる地域づくり」が遠州敦子にある。

（たきもと よしふみ 公共政策学科）

（せきや るね 公共政策学科）

（えんしゅう あつこ 公共政策学科）

2007年4月11日受理